

宮崎県教育委員会 殿

宮崎県知事 河野俊嗣



県議会に提出する教育に関する事務に係る議案について（照会）

このことについて、下記のとおり議案を作成したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求めます。

記

1 議案名

議案第1号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）

議案第7号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

議案第8号 市町村立学校職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について

2 提出する県議会

令和4年11月県議会定例会

（文書取扱 財政課）

0150-1461

令和4年11月18日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎県教育委員会



県議会に提出する教育に関する事務に係る議案について（回答）

令和4年11月17日付け215-1235で照会のあった標記については、異議ありません。

（文書取扱 教育政策課）

2 1 5 - 1 2 3 6

令和4年11月18日

宮崎県教育委員会 殿

宮崎県知事 河野 俊 嗣



県議会に提出する教育に関する事務に係る議案について（照会）

このことについて、下記のとおり議案を作成したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求めます。

記

1 議案名

議案第23号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）

議案第28号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第29号 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育  
職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

議案第30号 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

2 提出する県議会

令和4年11月県議会定例会

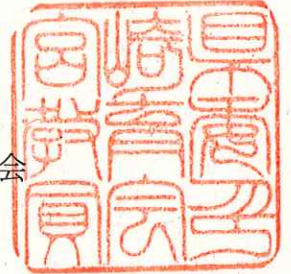
（文書取扱 財政課）

0150-1462

令和4年11月21日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎県教育委員会



県議会に提出する教育に関する事務に係る議案について（回答）

令和4年11月18日付け215-1236で照会のあった標記については、異議ありません。

（文書取扱 教育政策課）

2 1 5 - 1 2 5 4

令和4年12月2日

宮崎県教育委員会 殿

宮崎県知事 河野 俊嗣



県議会に提出する教育に関する事務に係る議案について（照会）

このことについて、下記のとおり議案を作成したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求めます。

記

1 議案名

議案第31号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）

2 提出する県議会

令和4年11月県議会定例会

（文書取扱 財政課）



0150-1478  
令和4年12月5日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎県教育委員会



県議会に提出する教育に関する事務に係る議案について（回答）

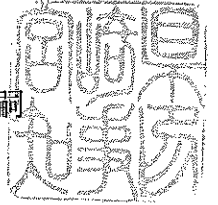
令和4年12月2日付け215-1254で照会のあった標記については、  
異議ありません。

（文書取扱 教育政策課）

213-1207  
令和4年9月30日

宮崎県教育委員会 殿

宮崎県知事 河野 俊嗣



宮崎県個人情報保護条例の全部改正（案）に対する意見について（照会）

このことについて、別添のとおり全部を改正することとし、令和4年11月定例県議会に提案することとしています。

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見をお聴きしますので、令和4年10月12日（水）までに御回答ください。

（文書取扱 総務課）

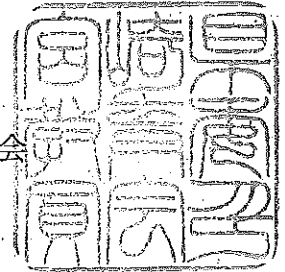
担当 文書・情報公開担当 村田 電話 0985-26-7003（内線 2025）
---

0150-1388

令和4年10月7日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎県教育委員会



宮崎県個人情報保護条例の全部改正（案）に対する意見について（回答）

令和4年9月30日付け213-1207で照会のありました標記について、意見はありません。

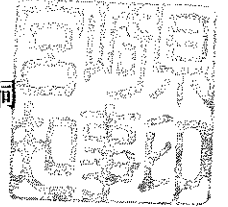
（文書取扱 教育庁教育政策課）



213-1206  
令和4年9月30日

宮崎県教育委員会 殿

宮崎県知事 河野 俊嗣



宮崎県情報公開条例の一部改正（案）に対する意見について（照会）

このことについて、別添のとおり一部を改正することとし、令和4年11月定例県議会に提案することとしています。

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見をお聴きしますので、令和4年10月12日（水）までに御回答ください。

（文書取扱 総務課）

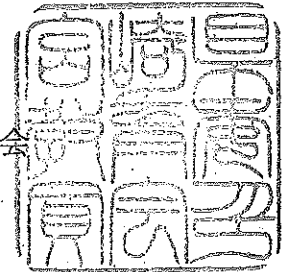
担当 文書・情報公開担当 増田 電話 0985-26-7003（内線 2026）
---

0150-1387

令和4年10月7日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎県教育委員会



宮崎県情報公開条例の一部改正（案）に対する意見について（回答）

令和4年9月30日付け213-1206で照会のありました標記について、意見はありません。

（文書取扱 教育庁教育政策課）

## 令和4年11月定例県議会提出議案の概要

<教育に関する事務に係る議案>

### ○ 議案第5号 宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、関係する手数料等について必要な事項を整備するため、条例の全部改正を行うものである。

### ○ 議案第6号 宮崎県情報公開条例の一部を改正する条例

開示請求の権利の濫用を明確化する規定を新設するほか、宮崎県個人情報保護条例の全部改正等に伴い、関係規定の改正を行うものである。

### ○ 議案第7号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

地方公務員法の改正に伴い、職員の定年を段階的に65歳に引き上げる等、関係規定の改正を行うものである。

### ○ 議案第28号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

令和4年の人事委員会勧告等を踏まえ、県職員の給与を改定するとともに、地方公務員法の改正により職員の定年を引き上げることに伴い、60歳を超える職員に係る給与の取扱いを定めるものである。

### ○ 議案第30号 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

国の特別職の給与改定状況等を踏まえ、本県の特別職の期末手当の支給月数を改定するものである。

○議案第1号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）

○議案第23号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）

【単位：千円】

会計	所 属	補正前の額	補 正 額				補正後の額
			議案第1号	議案第23号		補正計	
				給与改定分	その他		
一 般 会 計	教 育 政 策 課	3,134,105		10,950		10,950	3,145,055
	財 務 福 利 課	5,156,319	218,809			218,809	5,375,128
	高 校 教 育 課	3,610,952			60,000	60,000	3,670,952
	義 務 教 育 課	147,006				0	147,006
	特 別 支 援 教 育 課	439,448				0	439,448
	教 職 員 課	92,519,812		426,346		426,346	92,946,158
	生 涯 学 習 課	685,408	22,475			22,475	707,883
	ス ポ ー ツ 振 興 課	2,800,373				0	2,800,373
	文 化 財 課	484,478	14,220			14,220	498,698
	人 権 同 和 教 育 課	113,153				0	113,153
	合 計	109,091,054	255,504	437,296	60,000	752,800	109,843,854
特 別 会 計	財 務 福 利 課 (県立学校実習事業)	238,010	0			0	238,010
	財 務 福 利 課 (育英資金)	3,588,750	0			0	3,588,750
	合 計	3,826,760	0	0	0	0	3,826,760
	総 計	112,917,814	255,504	437,296	60,000	752,800	113,670,614

## 【議案第31号】

## 令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）

【単位：千円】

会計	所 属	補正額	補正前の額	補正後の額
一 般 会 計	教 育 政 策 課	0	3,145,055	3,145,055
	財 務 福 利 課	0	5,375,128	5,375,128
	高 校 教 育 課	0	3,670,952	3,670,952
	義 務 教 育 課	6,660	147,006	153,666
	特 別 支 援 教 育 課	3,780	439,448	443,228
	教 職 員 課	0	92,946,158	92,946,158
	生 涯 学 習 課	0	707,883	707,883
	ス ポ ー ツ 振 興 課	0	2,800,373	2,800,373
	文 化 財 課	0	498,698	498,698
	人 権 同 和 教 育 課	0	113,153	113,153
	合 計	10,440	109,843,854	109,854,294
特 別 会 計	財 務 福 利 課 ( 県 立 学 校 実 習 事 業 )	0	238,010	238,010
	財 務 福 利 課 ( 育 英 資 金 )	0	3,588,750	3,588,750
	合 計	0	3,826,760	3,826,760
	総 計	10,440	113,670,614	113,681,054

【議案第1号】

債務負担行為（追加）

事 項	期 間	限 度 額
(スポーツ振興課) 宮崎県スポーツ施設管理運営委託費 (新宮崎県体育館)	令和 4年度から 令和 9年度まで	千円 298,367



【議案第1号】

県立学校及び社会教育施設等における電気料等の補正

財務福利課  
生涯学習課  
文化財課

1 事業の目的・背景

原油価格・物価高騰への対応として、県立学校及び社会教育施設等において、不足が見込まれる電気料等を増額補正し、学校教育及び社会教育活動が円滑に継続できる体制を整える。

2 事業の概要

(1) 予算額 255,504千円

(内訳) 財務福利課	218,809千円
生涯学習課	22,475千円
文化財課	14,220千円

(2) 財源 一般財源

(3) 事業期間 令和4年度

(4) 事業内容

県立学校及び社会教育施設等（図書館、美術館、総合博物館、西都原考古博物館、埋蔵文化財センター）の電気料等の不足額について、増額補正を行う。

3 事業効果

必要な電気料等の予算額を確保することによって、施設の適正な維持管理の継続と学校教育及び社会教育活動の円滑な実施を図ることができる。



## 【議案第8号】

# 市町村立学校職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

教職員課

## 1 改正の理由

地方公務員法の改正を踏まえ、令和5年4月1日より、市町村立学校職員の定年を引き上げる等、所要の改正を行うものである。

## 2 改正の内容

### (1) 定年年齢

令和5年4月1日から2年に1歳ずつ引き上げ、最終的に令和13年4月1日から65歳とする。

### (2) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

管理監督職員は、60歳に達した年度の翌年度に非管理監督職に転任又は降任となる。

#### ①対象となる職

##### ア 管理監督職

管理職手当支給対象となる職

##### イ 管理監督職に準ずる職

主幹教諭、指導教諭、事務主幹（6級）

#### ②役職定年年齢

60歳

#### ③特例任用

公務運営に著しい支障がある場合や欠員補充が困難な場合は、②に達した職員を引き続き管理監督職として勤務させることができる。

### (3) 定年前再任用短時間勤務制の導入

引き上げ後の定年年齢前（60歳に達した日以後）に退職した職員について、定年退職日相当日までの間、選考に基づき短時間勤務の職に採用することができる制度を導入する。

### (4) 暫定再任用制度（現行の再任用制度）

令和14年3月31日までの間、定年退職日以後65歳に達する年度の末日までの間にある職員について、選考に基づき常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に再任用することができる。

### (5) 60歳を迎える職員への情報提供及び意思確認

職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当等に関する情報を提供し、職員の勤務の意思を確認する。

### (6) その他

上記改正に伴う関係規定の改正

### 3 改正等を要する条例

- (1) 市町村立学校職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第18号）
- (2) 市町村立学校職員の分限に関する条例（昭和31年条例第38号）
- (3) 市町村立学校職員の懲戒に関する条例（昭和31年条例第39号）
- (4) 市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第16号）
- (5) 市町村立学校職員の再任用に関する条例（平成13年条例第22号） ※廃止

### 4 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

ただし2（5）については、公布の日から施行する。

#### 【参考】定年の段階的引き上げについて

部分は定年引き上げに伴い定年が延びる分（定年前再任用短時間勤務も可能）

※年齢は年度末年齢

年度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15
定年年齢	60	61		62		63		64		65		
生年度	S37生が 60歳で 定年退職	-	S38生が 61歳で 定年退職	-	S39生が 62歳で 定年退職	-	S40生が 63歳で 定年退職	-	S41生が 64歳で 定年退職	-	S42生が 65歳で 定年退職	S43生が 65歳で 定年退職
S37生	60歳 定年退職	61歳 暫定再任用	62歳	63歳	64歳	65歳						
S38生	59歳	60歳	61歳 定年退職	62歳 暫定再任用	63歳	64歳	65歳					
S39生	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 定年退職	63歳 暫定再任用	64歳	65歳				
S40生	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 定年退職	64歳 暫定再任用	65歳			
S41生	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 定年退職	65歳 暫定再任用		
S42生	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職	
S43生	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職

定年退職日以後、65歳に達する年度までは暫定再任用が可能

## 宮崎海洋高等学校進洋丸代船建造事業に係る補正

高校教育課

### 1 事業の目的・背景

宮崎海洋高校の実習船は、建造から16年が経過し、経年劣化が進んでいることから、その代船として、国際条約基準に準拠するための脱硝装置を搭載した実習船の建造を進めてきた。今般、円安やウクライナ情勢等の影響により、契約当初と比べ資材が高騰しており、事業費の増額が必要となったため、補正を行う。

### 2 事業の概要

(1) 予算額 60,000千円  
(事業費総額(補正後): 2,496,746千円)

(2) 財源 県債 45,000千円  
一般財源 15,000千円

(3) 事業期間 令和4年度(全体事業期間: 令和2年度から令和4年度まで)

(4) 事業内容 宮崎海洋高等学校進洋丸代船建造事業の工事請負費において、資材高騰にかかる増額補正を行う。

### 3 事業効果

- (1) 4級海技士養成施設としての指定を継続させ、水産・海運業界が求める専門的な知識・技術及び技能を身に付けた海洋人材を育成することができる。
- (2) 県民の船として、大学との共同研究や小中学生への海洋教育、さらに災害時の利用等に対応できる装備を設置し、実習船の幅広い利活用を図ることができる。





## 【議案第29号】

# 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

教 職 員 課

## 1 改正の理由

令和4年の人事委員会勧告等を踏まえ、市町村立学校職員の給与を改定するとともに、地方公務員法の改正により職員の定年を引き上げることに伴い、60歳を超える職員に係る給与の取扱いなど、所要の改正を行うものである。

## 2 改正の内容

### (1) 給料表

人事委員会勧告に基づき、現行の給料表を改定する。(0.24%)

### (2) 定年延長関係

#### ア 給料月額

60歳を超える職員の給料月額については、当分の間、60歳前の7割水準とする。

#### イ 給料表

定年引上げに伴い設置される定年前再任用短時間勤務職員について、基準給料月額を定める。

### (3) その他

関係法の改正に伴う引用条項及び文言等の修正

## 3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

ただし、人事委員会勧告に基づく給料表の改正については、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。



## ⑧ スクールバス安全装置導入支援事業

義務教育課  
特別支援教育課

### 1 事業の目的・背景

令和4年9月に静岡県で発生した、認定こども園の送迎バスに子どもが置き去りにされ、亡くなるという大変痛ましい事案を受け、国はバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を取りまとめた。

プランでは、スクールバスへの安全装置の装備について、幼稚園・特別支援学校は義務、小中学校等は任意とする関係府省令等を今年12月に公布し、令和5年4月より施行する予定である。

本県においても、事故の未然防止対策を強化するため、特別支援学校や小中学校等のスクールバスに安全装置を導入する。

### 2 事業の概要

(1) 予算額 10,440千円

(2) 財源 国庫支出金

(3) 事業期間 令和4年度

#### (4) 事業内容

- ・特別支援学校のスクールバスへの安全装置の取付 (10校21台) 3,780千円
- ・小中学校等のスクールバスへの安全装置導入費用の補助(20市町村74台) 6,660千円

### 3 事業効果

特別支援学校や小中学校等のスクールバスに安全装置を導入することにより、子どもの安全を守り、保護者の不安を解消する。

#### 「こどものバス送迎・安全徹底プラン」(令和4年10月12日)の概要

〈緊急対策①〉 所在確認や安全装置の装備の義務付け

(1) 乗車・降車時における点呼等による児童生徒等の所在確認については、幼稚園から特別支援学校・小中学校等まで義務化。

(2) 安全装置は、幼稚園、保育所等、特別支援学校義務化。  
(小中学校等は任意)

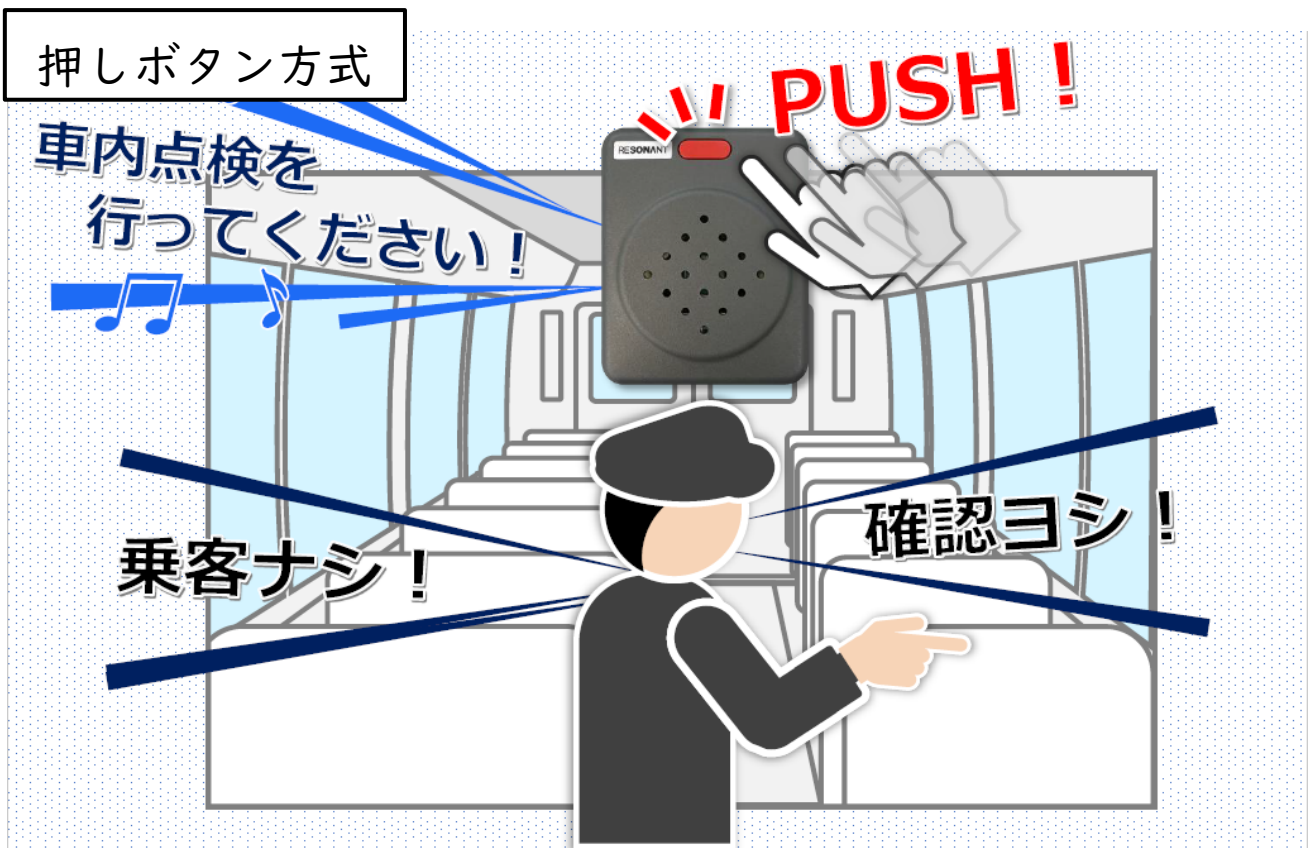
〈緊急対策②〉 安全装置の仕様に関するガイドラインの作成

〈緊急対策③〉 安全管理マニュアルの作成

〈緊急対策④〉 早期のこどもの安全対策促進に向けた「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」として財政措置

# スクールバス置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の例

※現在国土交通省で仕様について検討中



## 運用例

